◇**原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第九四号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額について改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令**（政令第九五号）（内閣府本府）

1　支給認定教育・保育等に係る負担上限月額の引下げ

㈠　市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一円未満であり、支給認定保護者等が要保護者等に該当する場合における負担上限月額を引き下げることとした。（第四条～第七条及び第九条～第一三条関係）

㈡　市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一円未満である教育認定子ども等に係る支給認定保護者の負担上限月額を引き下げることとした。（第四条～第七条、第一一条及び第一三条関係）

㈢　市町村民税非課税世帯（教育認定子どもについては所得割非課税世帯を含む。）の第二子を無償とした。（第一四条の二関係）

2　拠出金率の改定

子ども・子育て支援法第七〇条第二項に基づき定める拠出金率は、一、〇〇〇分の二・三とした。（第二七条関係）

3　附則関係

㈠　この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令による改正後の2の規定は、平成二九年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例によることとした。（附則第三条関係）

㈢　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令**（政令第九六号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当その他の関係法律の規定により物価指数の変動に応じた手当の額の自動改定等を行うべきものについて、所要の額の改定等を行うこととした。（本則関係）

2　平成二九年三月以前の月分の児童扶養手当について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　平成二九年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

4　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第九七号）（厚生労働省）

1　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を二八五万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金については、四二九万円）に引き上げることとした。（第七条第一号、第三一条の五第一号及び第三六条第一号関係）

2　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を一四三万円に引き上げることとした。（第七条第二号、第三一条の五第二号及び第三六条第二号関係）

3　母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とすることとした。（第二七条第三項関係）

㈠　雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者　当該受給資格者が教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に一〇〇分の六〇を乗じて得た額（その額が二〇万円を超えるときは、二〇万円）

㈡　教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者　㈠に定める額から雇用保険法第六〇条の二第四項の規定により当該受給資格者が支給を受けることができる教育訓練給付金の額を差し引いた額

4　母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金について、支給対象となる資格を養成機関における修業期間が二年以上の資格から一年以上の資格に拡大することとした。（第二九条第二項第一号関係）

5　施行日前に修了した教育訓練に係る母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

6　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第九八号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

平成二九年度以降、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、全面総報酬割とすることに伴い、国民健康保険組合に対する国庫補助の額の算定方法について、所要の規定の整備を行うこととした。（第五条関係）

二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成二九年度以降、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、全面総報酬割とすることに伴い、前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金の算定に係る規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条の二～第一条の九、第四条第三項及び第二五条の二関係）

三　健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

平成二九年度の老人保健拠出金に係る規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第六条、第一〇条及び第二三条関係）

四　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正関係

国民健康保険組合に対する国庫補助に係る補助割合について、各国民健康保険組合の財政力に応じたものとする見直しに係る激変緩和措置として、平成二九年度から平成三一年度までの各年度における特例を設けることとした。（附則第三条の二～第三条の四関係）

五　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

高齢者医療特別負担調整交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用の対象とすることとした。（第二条関係）

六　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**平成二十九年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令**（政令第九九号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一四五とすることとした。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）

3　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の四八・三五七とすることとした。（第四条関係）

4　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五二とすることとした。（第三条関係）

5　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**国民年金法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一〇〇号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

平成二九年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条及び第一四条の九関係）